「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」(第8回) 配付資料を踏まえての意見

森 公 高

本日配付の「コーポレートガバナンス・コード原案」(以下「原案」という。) につきましては、これまで7回にわたる本有識者会議での活発な議論のもと、 各メンバーの様々な意見がよく取りまとめられた大変意義のあるものになって いると考えております。

今後、本原案をもとに東京証券取引所において最終的なコードが策定され、 また、案件によっては政府での検討の後、各企業において運用が開始されることとなりますが、そのような流れの中で是非、ご配慮いただきたい点につきまして、次のとおりコメントさせていただきます。

その結果として、国内の投資家のみならず海外の投資家にも我が国のコーポレートガバナンスの理解の促進が図られるとともに、原案の序文にもあるとおり、コードの内容が適切に実践されることにより、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することを強く期待しております。

● 補充原則1-2②につきましては、単に招集通知の早期発送を求めるだけではなく、第6回提出資料でコメントしました「情報の信頼性を維持できるだけの必要な期間を確保した上での招集通知発送に努めるべきである点についても、明確に記載する必要がある」との提案を受けて、原案の「上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することが出来るよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり」という記述にされたと理解しております。原案は、そのような修正の経緯をはじめ、背景説明と併せて読むことで、その趣旨が明確になると考えております。

このため、最終的なコーポレートガバナンス・コードの策定や政府での検討においても、招集通知に関し「その早期発送に努めるべき」とあるのは、企業が「十分な情報」を責任を持って開示するための「十分な期間」を確保した上での対応であり、これが前提となることを常に念頭に置き、更に深度ある議論がなされ明確にされることを期待するところであります。

- 第4章「取締役会の責務」につきましては、基本原則4において「説明責任」という文言が強調され、コーポレートガバナンスには説明責任の重要性を理解し、その責任を十分に果たすことが求められる旨を明確にしております。このような考え方の趣旨が十分に理解され、適切な実務運用が促されることを期待するところであります。
- 原則4-11につきましては、第7回提出資料及び会議の場でも「監査役がその役割・責務を果たすに当たり、財務・会計に関する知見のみならず、監査役や会計監査人の**監査に対する知見が必要**」という提案をさせていただきましたが、諸外国のコーポレートガバナンス・コードには「会計監査に関する知見」といったところまでの記載はなく、我が国のみがコードに記載することによる特異性への配慮から、本原案には反映されなかったものと理解しております。

しかしながら、コードを制定している諸外国においては、監査委員会を構成する取締役に求められる財務会計のエキスパートには監査の経験者が含まれていることが多く、我が国とはガバナンスの環境が異なるのではないかと考えております。

このため、原則4-11本文にある「財務・会計に関する適切な知見」の中には「会計監査に関する知見」も含まれるものと理解しております。

以 上